

企業買収行動指針のポイント・ Q&A等の公開草案、公表

— 経済産業省

去る6月18日、経済産業省は、

『企業買収における行動指針』の解釈について(案)、『企業買収における行動指針』のポイント(案)、『ポイント案』(以下、「ポイント案」という)および『企業買収における行動指針』Q&A(案)』(以下、「Q&A案」という)を公表した。

コメント期限は7月17日。

公表の経緯

2023年8月に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論およびベストプラクティスを提示する「企業買収における行動指針」(以下、「本指針」という)が策定されて以降、真摯な買収提案に対する真摯な検討がより一層実行されるようになった。一方、本指針の趣旨の不十分な理解または認識の乖離の可能性を裏づける声があったことを受けて、本指針を維持することを前提として、買収をめぐる関係者において指針の趣旨がより適切に理解されるよう、ポイント

とQ&Aがまとめられた。

ポイント案等の内容

ポイント案では、上場企業の役員や買収者が、本指針の原則論や留意点等の要点を理解できるように整理された。

また、Q&A案では、対象会社の取締役・取締役会が、買収提案の検討、買収に応じるか否かの判断、複数の買収提案のなかからの選択を行うにあたって悩む点などが整理されている。主な内容は次のとおり。

(1) 「望ましい買収」

- ・「望ましい買収」とは、対象会社の企業価値の向上と株主共同の利益の確保の双方に資するものであり、高値の買収価格であることのみをもって「望ましい買収」には当たらない。
- ・企業価値とは、「企業が将来にわたって生み出すキャッシュ・フロー」の割引現在価値の総和を意味する定量的な概念であるが、定性的な価値(ステークホルダーの貢献、サステナブルな事業活動、経済安全保

障に対応する経営等)も含まれる。

(2) 「真摯な買収提案」に対する「真摯な検討」

・取締役会は、買収に応じるか否かについて、経営判断の原則に基づき広い裁量を有している。

・取締役会は、真摯な検討を行ったうえで、買収に応じるか、またはスタンド・アローン(現経営陣が経営すること、現株主構成のもとで経営すること等)や第三者との提携・協業その他の戦略的選択肢も含め、広い裁量をもって経営判断することになる。

・真摯な検討においては、企業価値の向上に資するかどうかの観点から、たとえば、買収者による買収後の経営方針、買収価格等の取引条件の妥当性、買収者および買収者への出資者の属性、買収の実現可能性・実現時期、買収者が提示する企業価値向上策の実現可能性・実現時期などを中心に考慮する。

ヘッジ会計に関するASU案、公表

— FASB

— FASB

去る6月17日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「デリバティブとヘッジ(トピック815) — 金利リスクのヘッジと純投資ヘッジの会計処理の的を絞った改善」を公表した。

公開草案は、関係者から指摘されたヘッジ会計(適用は任意)に関する次の3つの個別論点に対応するために公表された。これら3つの論点はいずれも、適用範囲が限定されている一般的なヘッジ会計モデルの例外規定または制限に関連しており、これらの例外規定や制限を撤廃することにより、ヘッジ会計の適用範囲の拡大を意図している。

公開草案の内容

(1) 満期保有目的の負債証券の金利リスクのヘッジ

現行ではヘッジするリスクとして指定が認められていない満期保有目的の負債証券の金利リスクを、ヘッジするリスクとして指定することを認める(「公正価値ヘッジ」と「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の双方とも)。

(2) ベンチマーク金利として認められる担保付翌日物調達金利(SOFR)の定義の改訂

現行では、SOFR(Secured Overnight Financing Rate)のオーバーナイト・インデックス・スワップ(OIS)金利のみが、ベンチマーク金利として認められるが、公開草案による改訂後はあらゆるテナー(tenor)(期間)のSOFRがベンチマーク金利となり、ヘッジする金利として指定することが可能となる。

(3) 純投資ヘッジのヘッジ手段と純投資ヘッジのヘッジ手段としての、変動金利対変動金利の通貨スワップについて、現行の双方のリプライシング(再設定)の期間と期日が一致していなければならないという条件を廃止し、代わりに、双方のリプライシング期間と期日が6カ月ごと、またはそれ以上の頻度で設定されることを要する。

適用関係

公開草案の適用日は未定であるが、将来に向かって適用される。コメント期限は8月17日。

日銀利上げ後も続く円安の背景

日銀は6月15日、16日の金融政策決定会合で、政策金利を0.75%から1.00%へ引き上げた。もともと、ドル/円相場は6月22日に1ドル＝161円台後半まで上昇し、日銀の利上げ後も円安水準での推移が続いている。今回の会合では、無担保コールレート翌日物を1.0%程度で推移するよう促す方針が賛成7、反対1で決定された。これに伴い、補充当座預金制度の適用利率は1.0%、基準貸付利率は1.25%へ変更され、いずれも6月17日から適用された。

への利上げ判断が大勢を占めたことになる。ただ、政策金利の変更後も金融環境は緩和的であると日銀が説明している以上、今回の利上げを強い引締め姿勢の表れとみるのは難しい。

日銀は、消費者物価の基調的な上昇率が2%の物価安定目標を超えて上振れていくリスクがあるとして、金融緩和の度合いを調整することが適切と判断した。また、長期国債買入れについては、2027年1～3月までは四半期ごとに2,000億円程度ずつ減額し、2027年4月以降は月間2兆円程度の買入れを行う方針も示された。

長期国債買入れも減額方針は維持したものの、2027年4月以降も月間2兆円程度の買入れを続けるため、国債市場への配慮を残した政策運営となっている。このため、為替市場では日銀利上げだけを円高材料として強く織り込む動きは限られたとみられる。円安が続く背景には、米連邦準備制度理事会（FRB）の利下げ観測後退や米金利高止まりなどが意識されている。日銀が利上げを進めても、米金利が高止まりし、ドル選好が残る限り、160円台の円安が定着する可能性は残る。

こうした状況は当面の企業財務にも無視できない影響を及ぼすことになる。日本企業にとっては、国内金利上昇と円安が併存する前提で、輸入コストと資金調達コストの両面を再点検する必要があるといえるだろう。

ポジティブ・メンタルヘルズ

「べきの部屋」から飛び出す

メンタルクリエイター 江口 毅

人生というのは面白いもので、不思議と続くときは続くものです。「社員が怒って会議室から飛び出した」、「社員が納得いかないと喚いてオフィスを飛び出し帰ってしまっただ」という話を立て続けに3社から聞きました。筆者がコンサルティンクやカウンセリングを提供している企業ではないので、お手伝いできることはほとんどありません。しかし、興味深い事象なので、じっくり考えてみました。

まず、どうしてそんな事態に至ってしまったのだろうかと考えました。パツと思いついたのが、当該社員の幼さ、精神的な未熟さです。3名のうち1人が20代、もう2人が40代です。20代でも社会人としていかなものかと思いますが、40代についてはあまりに大人気ないといわざるを得ないでしょう。

ちが言葉を使いつつあることも影響しているのではないかと考えました。考えていることや感じていることを言葉にして伝えるためには、語彙力や表現力が欠かせません。それらの著しい不足により、当該社員を怒らせる伝え方、怒っていることを言葉で適切に伝えられない当該社員といった状況を生んだのではないのでしょうか。

他には、自分の思いどおりにならない状況、葛藤、曖昧さ、理不尽さなどを抱える力の低下が挙げられるかもしれません。いったん自分のなかに取り込んで熟考したり寝かせてみたりすることなく、その場ですぐに反射的に反応する時代になったと感じています。そのような態度は、少なからず人間関係に亀裂を生じさせます。

「べき」を否定されたような気分になるものです。このようなことを背景とした諍いが起きているのかもしれないですね。

さて、ここで筆者が大切にしたいと考えたのは、わが身を顧みることです。「自分は怒って会議室を飛び出すことはない」と他人事として捉えるのではなく、似たような思いを抱いたことはないだろうかと考えました。そうすると、自分の思いどおりにならなかったときに無然とした態度をとってしまったことを思い出します。言葉で伝えていないのに勝手に相手に期待して、勝手に裏切られたと感じてしまったこともありました。お互いを大切にする「ミニミニコミュニケーション」をとらず、自分が我慢して悶々とした感情を抱え続けたこともありました。

次に考えたのが、職場の「ミニミニコミュニケーション」の問題です。誤解や行き違いがあってもこじれないくらいの日頃の「ミニミニコミュニケーション」や信頼関係が希薄だったのかもしれない。また、その場で相手も自分も大切にしないアサーティブなコミュニケーションをとっていないか、たのでもないかと推測しました。

「ミニミニコミュニケーション」の関連でいえば、現代社会に生きる私たちが感じるだけでなく、「私の正

「ミニミニコミュニケーション」を大切にすると、オフィスや会議室を飛び出した当該社員と何ら変わりはないことに気づきます。さすがに同じような行動をとることはないですが、筆者の場合には「相手があるべき」というべきの部屋から飛び出す必要はありません。その部屋から飛び出した先には、きっと誰にとっても居心地がよい空間が広がっているでしょう。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年6月12日	成長投資ガイダンス(案)	経済産業省	企業が、CGコードの基本的な考え方を前提とし、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を、成長投資の観点から具体化・実装へつなげ、ひいては日本全体としての価値創造の水準を引き上げていくための共通の基盤を提示することを目的として、「価値創造経営小委員会」の議論をもとに取りまとめられたもの。コメント期限は6月26日。 https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260612006/20260612006.html
2026年6月15日	「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック(令和8年6月15日公表版)	経済産業省	中堅企業向けの賃上げ促進税制を利用するにあたってのガイドブック。令和8年度税制改正で変更された税制の適用要件等について更新されている。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/pdf/gaidobook08_03.pdf

証券

半導体産業は株式市場を支えられるか？

日経平均株価は6月18日、7万円台に突入した。6万円台に乗ったのは、4月27日であったから、わずかに約50日間で大台変わりした。大台変わりの短縮化をもたらしたのは、半導体関連銘柄の株価上昇である。これまでAI・半導体とパッケージで捉えられてきたが、ここへきて半導体が前面に出てきたようである。日本と同様に半導体分野に強い韓国、台湾の株価上昇が目立つ半面、AIのウエートの高い米国株価は伸び悩んでいる。ただ、米国でも半導体中心のフィラデルフィア半導体株指数は上昇ピッチを高めている。

一方、世界の株式市場を見渡すと、多くの市場は決して順調とはいえない。6月に入ってから米・イラン・米国の戦況が停戦に向かうのか流動的な状況が続き、これまでの原油・エネルギー価格の上昇を主因とするインフレを抑制するため、金利引上げ機運が広がってきた。ところが、6月中旬になって、トランプ米大統領が譲歩する形で、イラン・米国の停戦合意が成立、世界の株式市場はいったん株価の同時上昇に沸いた。

米国・イランの停戦交渉は対面会談が実現したが、はっきりした結論、成果が認められないままに終わり、今後、担当者同士の会談が継続することになった。継続期間は60日以内となっているが、その間、イランの核をめぐる議論がまとまるか、ホルムズ海峡の開放・自由航行が実現するのか、イスラエルのレバノン攻撃が止むのかが、注目である。

これまでの経過を振り返ると、米国・イランの継続される交渉が、世界の株式市場を喜ばすような成果を出せるか、期待薄といわざるを得ない。また、警戒されてきた金利引上げは、EUと日本ですでに実施され、米国でも米連邦準備制度理事会(FRB)新議長のもと、2026年内に1度の利上げ実施を固めた。

2026年後半の内外株式市場の株価は、半導体産業がどこまで成長するかにかかっているといえよう。

経理用語の豆知識



特定の電子決済手段の会計処理

「資金決済に関する法律」2条5項に規定される電子決済手段のうち特定の電子決済手段の会計処理および開示に関する当面の取扱いについて定められている。

電子決済手段の保有に関する会計処理は、取得時は、その受渡日に当該電子決済手段の券面額に基づく価額をもって資産として計上し、取得価額との差額は損益として処理する。移転時または払戻時の会計処理は、その受渡日に当該電子決済手段を取り崩す。帳簿価額と金銭の受取額に差額がある場合は当該差額を損益として処理する。期末時は、その券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。

電子決済手段を発行するときは、その受渡日に当該電子決済手段に係る払戻義務について債務額をもって負債として計上し、発行価額の総額と当該債務額との間に差額がある場合は当該差額を損益として処理する。

電子決済手段に係る払戻義務は、期末時において債務額をもって貸借対照表価額とする。

有価証券報告書の総会前提出と監査契約



上場会社においては、投資家が株主総会前に有価証券報告書を確認できるようにできる限り配慮することが望まれている。また、十分な監査時間が確保されることを前提に「望ましい」有価証券報告書の総会前開示を実現するためには、上場会社が議決権行使の基準日を変更し、株主総会の開催日を後倒しすることが1つの選択肢となっている。

会計監査人は株主総会の決議で選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている。また、別段の決議がされない限り、定時株主総会で再任されたものとみなされる。このため、継続監査を前提とする場合、基準日の変更により定時株主総会が後倒しになれば、会計監査人としての再任時期も後倒しになる。

そのため、定時株主総会前に新年度の監査および期中レビュー契約を締結することも考えられる。